



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	通級指導教室教員による発達障害カウンセリングの検討： 障害特性の理解・受容をしていない保護者へのアプローチ に着目して(fulltext)
Author(s)	枘,千晶; 橋本,創一
Citation	東京学芸大学紀要. 総合教育科学系, 68(2): 405-409
Issue Date	2017-02-28
URL	http://hdl.handle.net/2309/147012
Publisher	東京学芸大学学術情報委員会
Rights	

通級指導教室教員による発達障害カウンセリングの検討

—— 障害特性の理解・受容をしていない保護者へのアプローチに着目して ——

枡 千 晶*¹・橋 本 創 一*²

教育実践研究支援センター

(2016年9月13日受理)

1. 問題と目的

近年、特別支援教育や発達障害は社会的に広く認知されるようになり、それと同時に個のニーズに応じた支援・指導の需要が高まっている。有効な支援を進めていくにあたり、行われている支援の一つとして「相談支援」があげられる。枡・橋本(2015)は、発達障害児に関する相談支援を総括して「発達障害カウンセリング」とし、独自のカウンセリング技法があることを指摘している。学校現場では、スクールカウンセラーや教育センターの相談員はもちろん、特別支援教育コーディネーターや通級指導教室(以下、通級)の教員など、教員による発達障害カウンセリングも行われている。一方で、教員による指導に関する検討は多く行われているが、発達障害カウンセリングに焦点を当てた研究は少ない。

上村・石隈(2010)は、教員による保護者面談において、教員はカウンセリングの技法や視点を活かしつつ、カウンセラーとは異なる教員独自の立場、特徴を活かしたアプローチを検討する必要があると指摘している。教員による発達障害カウンセリングの特徴として、相談支援を行うカウンセラー的な役割と指導者としての役割の両方を担っていることがあげられる。高島(2013)や富永(2011)の事例研究では、通級の教員という立場で、主訴の聞き取りや検査の実施、行動観察などのアセスメントを実施したのち、その後再び指導者として対象児の支援にあたっていた。また、平子・菊池(2012)は、通級の役割について、児童への指導に加え、保護者に対する支援を行っていくことも

求められているとしている。

保護者支援にあたり、保護者が障害特性や子どもについて理解・受容するのが難しい場合や理解・受容に時間がかかる場合も多い。

小林(2008)は、障害を受容していない保護者に対する対応は、単に同じ障害の親子と出会うことや情報提供を早くすればよいということではないとし、かわる担当者は、その経緯を見つつ、保護者の周囲の環境条件を整えたり、保護者の主体的な活動を支えたりしながら、適切な情報を時機をみて提供していく必要があるとしている。ここから、相談支援を行うにあたり、保護者が対象児の障害特性を理解・受容していない場合、理解・受容している場合に比べて、発達障害カウンセリングを行う教員に求められるスキルは高度になることが推測される。

そこで本研究では、通級の教員による発達障害カウンセリングにおいて、特に保護者が対象児の障害特性について、理解・受容していない場合に着目し、考察することを目的とする。

2. 方法

2. 1 調査対象者と調査期間

東京都、埼玉県の小学校に勤務する通級の教員239名を対象に郵送による質問紙調査を実施した。調査実施期間は2014年7～9月であった。

2. 2 調査内容

1) 調査対象者のプロフィール

*1 東京学芸大学大学院 連合学校教育学研究所

*2 東京学芸大学 教育実践研究支援センター (184-8501 小金井市貫井北町 4-1-1)

対象者の教員経験年数について、自由記述で回答を求めた。

2) ‘通級に向けて’の相談支援における初回面接時の保護者の障害特性の理解・受容の程度とその後の相談や通級への進め方の変化の有無

発達障害児または疑われる児童に関する‘通級に向けて’の相談支援における初回面接時の保護者の障害特性の理解・受容の程度とその後の相談や通級への進め方が変化するというか、「変化する」「変化しない」「その他」の3件法で回答を求めた。また、「変化する」を選択した回答者に対し、具体的にどのように変化するというか、自由記述で回答してもらった。

2. 3 分析方法

教員経験年数や選択式の質問項目に関しては、単純集計とし、平均値や標準偏差 (SD)、割合を算出した。

また、自由記述についてはKJ法を用いてカテゴリー分けを行った。

2. 4 倫理的配慮

調査の依頼文において、研究の趣旨や回答は自由意思であること、得られた情報は研究の目的以外で使用しないこと、個人・学校が特定されないよう配慮することを明記し、調査用紙の回収をもって調査への同意が得られたものとした。また、本研究は、東京学芸大学研究倫理委員会の承認 (151) を受け、実施された。

3. 結果

回収数は130件、回収率は54.4%であった。また、回答者の平均教員経験年数は18.1年 (SD:12.1) であった (表1)。

表1 回答者の平均教員経験年数

	平均	SD
経験年数	18.1年	12.1

発達障害児または疑われる児童に関する‘通級に向けて’の相談支援について、初回面接の段階で保護者が対象児の障害特性をある程度理解・受容をしている場合とそうでない場合では、その後の相談や通級の進め方は変化するというか回答してもらった。その結果、変化する：116件 (93.5%)、変化しない：8件 (6.5%)、その他：0件 (0.0%) であった (表2)。

表2 初回面接における保護者の障害特性理解・受容の程度によるその後の相談の進め方の変化の有無

	件数	割合
変化する	116	93.5%
変化しない	8	6.5%
その他	0	0.0%

また、「変化する」と答えた回答者に具体的な違いについて自由記述 (複数回答可) で回答を求めた。記述のあった101名の回答のうち、保護者の障害特性の理解・受容がある場合に関する記述があったのは53名、障害特性の理解・受容がない場合に関する記述があったのは43名、その他の記述があったのは21名であった。このうち、保護者の障害特性の理解・受容がない場合に関する記述のあった43名から得られた回答をKJ法により分類した。その結果、「理解・受容を促すアプローチ (36件)」、「他の専門職との連携 (4件)」、「対象児の共通理解 (4件)」、「相談の難しさ (26件)」の4つに分類できた (表3)。

「理解・受容を促すアプローチ」には、大きく3つあることが示された。1点目は、保護者との関係作り、時間をかける、共感、保護者の状態 (受容や不安の程度など) に応じた対応をするなどアプローチに必要な「カウンセリングマインド」である。2点目は、理解・受容を促す話の進め方、伝え方 (専門用語を避ける、不安をあおらない話し方など) を行うといった「カウンセリングスキル」である。3点目は、「知識・情報提供」である。具体的な内容としては、A.子ども・障害理解を促す情報 (不適応や障害特性について)、B.対応・支援方法の情報、C.専門機関の情報があげられていた。

「共通理解」は、困り感を共有する、共通理解を図る、同じ方向性にできるよう、より慎重に話すなどがあげられた。

「他の専門職との連携」は、担任や専門機関との連携を促すといった意見のほか、専門機関へのつなげにくさも指摘されていた。

「相談の難しさ」については、通級での指導は勧められない、保護者が通級を勧めたスクールカウンセラーや担任へ不信感をもつことがある、入級までに時間がかかる・入級に至らない、家庭での協力が得られないといった記述がみられた。

4. 考察

結果を踏まえ、初回の相談からリソースの活用

表3 保護者の障害特性の理解・受容がない場合 KJ法結果

カテゴリー	具体的な内容
理解・受容を促すアプローチ (36件)	①カウンセリングマインド: 保護者との関係作り, 時間をかける, 共感, 保護者の状態 (受容や不安の程度など) に応じた対応 ②カウンセリングスキル: 理解・受容を促す話の進め方, 伝え方 (専門用語を避ける, 不安をあおらない話し方など) ③知識・情報提供: A. 子ども・障害理解を促す情報 (不適応や障害特性について), B. 対応・支援方法の情報, C. 専門機関の情報
他の専門職との連携 (4件)	困り感を共有する, 共通理解を図る, 同じ方向性にできるよう, より慎重に話す
対象児の共通理解 (4件)	担任や専門機関との連携を促す, 専門機関へのつなげにくさ
相談の難しさ (26件)	通級での指導は勧められない, 保護者が通級を勧めたスクールカウンセラーや担任へ不信感をもつことがある, 入級までに時間がかかる・入級に至らない, 家庭での協力が得られない

(例: 通級の利用, 支援員の活用, 所属学級での個別の配慮, 専門機関の活用など) へ至るまでの流れを図式化したものが図1である。

本調査では, 9割以上の回答者が, 保護者の障害理解・受容の程度がその後の相談や通級への進め方へ変化を及ぼすと回答していた。ここから, 多くの教員が保護者の障害特性の理解・受容度によって, その後の相談や対応に違いがあり, 対応を変化させる必要があると考えていることがわかる。また障害特性の理解度と受容度には, 必ずしも相関があるわけではないと思われる。障害特性の理解はある程度あるものの, どう

しても受容しがたい場合や, 障害特性の理解がないゆえに対象児の受容が難しい場合などさまざまなパターンが想定される。相談支援を行うにあたり, 教員にはクライアントの子ども・障害理解の程度と受容の程度をそれぞれ把握しながら, クライアントの状況に合わせたアプローチをしていくことが求められると考えられる。

理解・受容を促すアプローチにおいて, 教員には「カウンセリングマインド」「カウンセリングスキル」「知識・情報提供」が求められていた。カウンセリングスキルについては, 心理学をベースにしたカウンセ

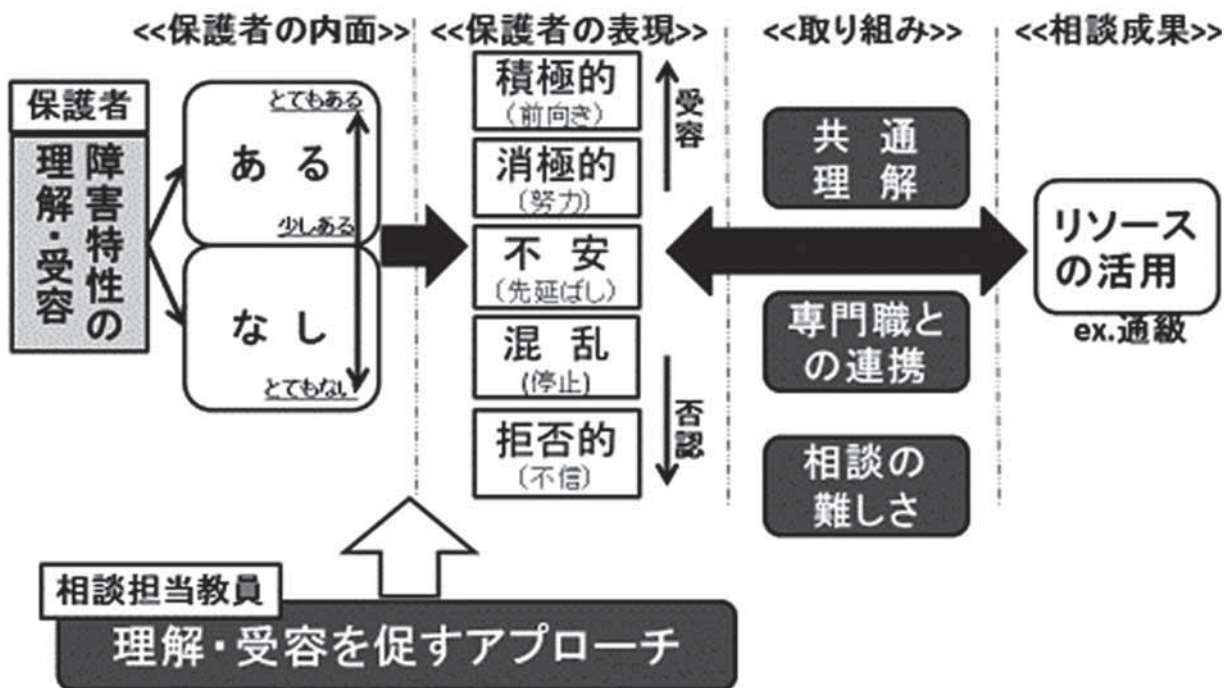


図1 初回の相談からリソースの活用へ至るまでの流れ

リング手法のように、a.主訴や保護者の想いへ対する受容・共感、傾聴といった感情的アプローチ（来談者中心療法）、b.子ども・障害理解を促すため、対象児や通級などへの認知の仕方・考え方を適切なものに変える認知的アプローチ、c.対象児の不適応行動や大人の対応を分析し、対応・支援方法を具体的に伝える行動的アプローチ（応用行動分析）が行われていることが推測される。ここから、通級の教員による相談支援において、心理療法を応用したアプローチが有効であることが示唆された。これらのアプローチをそれぞれ関連させていくことが理解・受容の促進につながると思われる。また、これらのアプローチを通して、保護者と対象児の共通理解を図ることや必要に応じて他の専門職と連携していくことが、リソースの活用（通級の利用）に向けて必要とされることがうかがえる。

それに加え、リソースの活用に至るまでに、理解・受容がある場合と比べて相談の難しさがあること、理解・受容を促すアプローチを行っていくためにはカウンセリングスキル、カウンセリングマインド、知識・情報提供と複数の側面からのアプローチが求められていることから、特に経験の浅い教員は対応に困難さを感じる人が多いことが推測される。

5. まとめ

以上より、保護者が対象児の障害特性について適切な理解がない場合や受容が難しい場合、丁寧に理解・受容を促すアプローチを行う必要があることが明らかになった。また、相談支援の進めやすさにクライアントの対象児の理解・受容度が大きく影響することが示され、教員による相談支援においても、心理士の行う相談支援同様、心理療法を応用したアプローチが有効であることが示唆された。

なお、今回は保護者が対象児の障害特性を理解・受容していない場合に焦点をあてて研究を行ったが、理解・受容が非常に難しい・できない保護者は、通級に関する相談へつながることがまず難しいことが推測され、本研究ではそのような保護者への対応の検討まで至らなかったと思われる。

今後は、クライアントの理解・受容度に応じ、具体的にどのようなアプローチが有効なのか検討していく必要がある。

文献

- 1) 平子 雅張・菊池 紀彦 (2012) 発達障害児に対する通級指導教室の役割とその重要性についての検討. 三重大学教育学部研究紀要, 63, 203-214.
- 2) 上村恵津子・石隈利紀 (2010) 教師が行う保護者面談に関する研究の動向と課題. 信州大学教育学部研究論集, 3, 127-140.
- 3) 小林倫代 (2008) 障害乳幼児を養育している保護者を理解するための視点. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 35, 75-88.
- 4) 栢 千晶・橋本創一 (2015) 発達障害児と保護者・担任教師への相談支援に関する臨床心理学的研究の展望：発達障害カウンセリングの方法論的検討に向けて. 東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要, 11, 37-43.
- 5) 高島佳江：カタカナ書字指導にともない、授業中の逸脱行動が改善された発達性読み書き障害児の事例. 一般社団法人日本LD学会第22回大会発表論文集, 404-405, 2013.
- 6) 富永由紀子：行動に課題のある小学生への包括的支援の在り方. 発達障害支援システム学研究, 9 (1・2), 78, 2010.

通級指導教室教員による発達障害カウンセリングの検討

—— 障害特性の理解・受容をしていない保護者へのアプローチに着目して ——

A Study of the Counseling of Children with Developmental Disorder by Teachers of the Resource Room:

Focusing on the Approach to Guardians who do not Understand or
Accept Their Children's Disability

枡 千 晶^{*1}・橋 本 創 一^{*2}

Chiaki MASU and Soichi HASHIMOTO

教育実践研究支援センター

Abstract

This study examined counseling regarding children with developmental disorder for guardians who do not understand or accept their child's disability. The results show that teachers are required to approach guardians and stimulate understanding and acceptance of their children's disabilities and attempt to reach a common understanding regarding their children. In guardians who do not understand or accept their children's condition, teachers should try to put these guardians in contact with specialists. Furthermore, it was found that counseling is more difficult when guardians do not understand or accept their child's condition.

Keywords: Teachers of the resource room, guardian correspondence, counseling

Center for the Research and Support of Educational Practice, Tokyo Gakugei University, 4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo 184-8501, Japan

要旨: 本研究では、通級指導教室の教員による発達障害児に関する相談支援において、特に保護者が対象児の障害特性について、理解・受容していない場合に着目し、考察を行った。その結果、保護者が児の障害特性について、理解・受容していない場合、教員には保護者に対して「理解・受容を促すアプローチ」を行うことや「対象児の共通理解」をはかること、「専門職との連携」が求められること、「相談の難しさ」が生じることが示唆された。

キーワード: 通級指導教室の教員, 保護者対応, 相談支援

*1 Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

*2 Tokyo Gakugei University (4-1-1 Nukuikita-machi, Koganei-shi, Tokyo, 184-8501, Japan)